

券 お 様 あいおい損保『超払い済り』追及 第3弾

ご契約者 及川 未
下記契約の保険証券を
[取消]
させていただきます。

自動車	火災	傷害	新規登録	医療費	介護費	がん	和火保険	立火保険	立害保険	立種保険	立設保険	立得保険
6507945307												
平成 17 年 10 月 18 日 /												
日間保険												
終身												

平成 17 年 11 月 26 日
あいおい損害保険株式会社

課・支社

「保険を勝手に取り消された！」

交通事故遺族が涙の訴え

詰める必要があるたゞ、
あいおい損保の払い済り
問題について本誌が取り上
げた後、編集部と筆者あて
に、「損保の理不尽な払い済
りに苦しんでる」という
具体的な訴えが相次いでい
る。その中に、あいおい損
保の契約者からの、にわか
に信じ難い訴えがあつた。
「あいおい損保に保険証券
を騙し取られ、何の説明も
なく勝手に契約を取り消さ
れてから1年がたとうとし
ています。その間、再三再
四、証券の返還と説明を求
めてきましたが、あいおい
は無視を続けています。
契約者を愚弄するこのよう
な態度が許されていいので
しょうか」

詰める必要があるたゞ、
あいおい損保の払い済り
問題について本誌が取り上げた後、編集部と筆者あて
に「損保の理不尽な払い済りに苦しんでる」という
具体的な訴えが相次いでいる。その中に、あいおい損
保の契約者からの、にわかに信じ難い訴えがあつた。
「あいおい損保に保険証券を騙し取られ、何の説明も
なく勝手に契約を取り消されてから1年がたとうとし
ています。その間、再三再四、証券の返還と説明を求
めてきましたが、あいおいは無視を続けています。
契約者を愚弄するこのようないでの態度が許され
てしまうか」

憤りを隠せない様子でそ
う語るのは、仙台市に住む
及川栄記さん(56)だ。

及川さんは、この半年間
に10通以上の質問状をあい
おい損保本社に送つたが、
同社からは具体的な回答が
一切ないというのだ。及川
さんの説明による経緯は、
135ページに表にした。

本誌があいおい損保の
り上げてから2カ月、
せが入った。記事中で
上げた男性に、あいお
を超す金額が振り込ま
同社によつて保険を勝
究極の「払い済り」のジ
本誌は「あいおい損保の
“超”払い済り」(7月28日
号)と題して、同社の自動
車保険(人身傷害補償)に
加入していく交通事故に遭
い、脊髄損傷の重度後遺障
害を負つた男性の例をモデ
ルケースとして取り上げた。
あいおい損保はこの男性に
保険金を支払わないので、
同ケースで他社は支払うと
いう矛盾を指摘したが、同
社は取材時にも、「支払えな
い」と繰り返していた。

それだけではない。同社
は、7月に本誌記事が出た
直後、「週刊朝日掲載記事に
支払わない方針を「正しい
判断である」と強硬に主張
係るQ&A」と題した内部
文書を社内に配布。同社の
支払わない方針を「正しい
判断である」と強硬に主張
していた。同社の一部支社
などでは、契約者からの問

超「払い済り問題を取
者の元に驚くべき知ら
い済りの例として取り
損保から突然6千万円
たというのだ。また、
に取り消されたという
惑も浮上した。

トナリリスト・柳原二佳
い合わせに対し、「週刊朝日
は間違い。記事は悪意に満
ちている」などと対応して
いた。(編集部は同社に抗議
し、同社も事実を確認、謝
罪している)

しかしその後、同社は「人
身傷害の約款そのものを改
定し、改定後は支払っていく
方向で検討中」と方針を
修正。さらに、「約款上、こ
れまでの判断が間違っていた
とは思っていないが、事
故報告のあつたものについ
ては、約款改定前でも支払
う」として、本誌が取り上
げた男性に6002万円の
保険金を支払ったのだ。

誕生して間もない「人身
傷害補償保険」という商品
については、約款の解釈に
ばらつきがあり、業界全体
が問題を抱えているのは事

実だ。しかし、あいおい損保の一貫性のない対応には大いに疑問が残る。

この男性の母親は、保険金を受け取った後も同社への疑惑を口にした。

「2年もの間、孤独な交渉を続け、何度も諦めようと思いました。でも、契約時の説明と違うことにどうしても納得できなかつた。万一一のためにと契約した自動車保険が、逆にこんな苦しみを招くとは、想像もできませんでした」

損保会社が金融庁の指示で内部調査をし、多数の保険金不払いが次々と判明しているが、本誌10月6日号でも取り上げたとおり、あいおい損保の不払い件数は大手6社で最も多い。表面化しているのは大半が少額の特約保険だが、前出の男性のような約款の解釈による高額な不払いはこの中に含まれていない。Aさんと同様に損保会社の一方的な判断で支払いを拒否されている被害者がほかにいないかどうか、業界全体で再確

やなぎはら・みか 1963年生まれ。交通事故、保険制度、司法問題などを取材。『死因究明 葬られた真実』(講談社)で、日本の検視搜査のずさんな実態を告発した。他の著書に、「示談交渉 裏ファイル」「交通事故被害者は二度泣かされる」など。

「本当はけがをされた同乗者の方々への対応をすぐしなければならない立場なのですが、息子の通夜、葬儀とめまぐるしく日がたつてしまい、息子の車の自動車保険証券を確認したのは、事故から1週間後（11月11日）でした。保険は満期更改したばかりで、対人、対物ともに無制限だったため、被害者の方々への償いをさせていただけると胸をなで

「保険は有効」と
社員に言われた

驚いたばかりでないで下さい
あいおい損保に事故報告をする
するとともに、両車が違う
ことを伝えた。するとまもなく
契約窓口となつたあいおい損保代理店のA氏から
電話があつた。
「私がこの証券はおかしい
と抗議すると、A氏は困惑
したように『上の者と相談
します』と答えました。そ
して、6日後の17日、わが
家にA氏と共に、あいおい
損保のB氏、C氏が来訪し
事務処理のミスを認めまし
た。そしてA氏は、『書類を
訂正して差額を領収すれば
保険は有効に作用します』
と説明し、その場で差額保
険料の計算メモや車両入れ
替えの承認請求書などを渡
され、『交通事故証明書が出
たら保険金の支払い手続き
を進めます』という話にな

おろしました。ところが証券をよく見ると、車が違うのです。息子は8月に、シリビアからRX-7に買い替えたばかりだったのですが、保険証券はシリビアのままだったのです」

右から、及川英樹さんらが乗っていた事故車両、英樹さんの遺影を前に訴える父・栄記さん、あいおい損保が及川さんに渡した自動車保険承認請求書、郵送された保険証券の預り証

契約者・及川氏側の説明による あいおい損保とのやりとりの経緯

月日	概要
2005年 8月8日	及川英樹氏がシルピアからRX 7に車を乗り換え（任意保険加入を勧めた中古車販売会社の営業担当者は、英樹氏が「あいおいに入っているので継続する」と断ったと証言）
9月29日	保険の満期（10月18日）を前に、あいおい損保の自動車保険を更新（代理店のA氏は「電話で内容確認して継続した」と証言）
11月4日	午前1時10分に事故発生。運転者の英樹氏は死亡。同乗者3人が重体・重傷を負う
11月11日	父・栄記氏が保険証券の車両の相違に気づく。あいおい損保に事故の報告をし、記載が間違っていると指摘。代理店にも指摘
11月15日	（あいおい損保が「自動車保険承認請求書」を作成。10月18日からRX 7の契約だったと訂正）
11月17日	代理店のA氏、あいおい損保のB氏、C氏が来訪し、事務処理のミスを認め、「交通事故証明書ができたら支払い手続きを進める」と説明
11月21日	栄記氏が車両変更に伴う保険料の差額を支払い、領収書が発行される
11月26日	B氏が来訪。「事務処理に時間がかかるので、保険証券を預かる」と説明し、証券を持ち帰り、受け取っていた差額の保険料を「いったん戻します」と置いていく。また、「シルピアの契約を取り消すため」と説明して、保険承認請求書を示したため、栄記氏が押印
11月28日	不信感を覚えた栄記氏が、戻された保険料を再度振り込み、B氏に保険証券の預かり証がほしいと伝える
12月2日	「保険証券お預り証」が郵送で届く。預かり理由が「取消」となっており、不安に
2006年 1月26日	交通事故証明書発行。11月17日の話をもとに、あいおい損保に連絡
2月15日	栄記氏がB氏、C氏と会うと、突然、「支払わない方向にしたいので了解してほしい」と言われ、強く抗議。その後、書面などであいおい損保に抗議を続けるが、回答なし

約の訂正処理をしていた」という点。つまり、RV7に車種訂正をしたのがミスだつた、だから取り消された、契約が無効で保険金を支払えないことは、のが当然というわけだ。まさに明確に伝えた」というが、これも及川さんが説明と真っ向から食いついている。

約の取り消しを説明して、
類に捺印をいただいた
というため、その書類
見せてもらつた。それは
亡くなつた英樹さんの名
が印刷されている横に
が押されているだけの書
で、法定相続人の及川さ
さんの名は記入されて
い。自筆のサインもな
「あいおい損保では、
もこうした書類を作成
いるのですか?」

「通常はない」と答えた。及川さんにも確認したところ、「シルビアの保険を取り消すものだからと説明されても何も疑わずに捺印したことはあります。が、RX7の保険が取り消されるという説明は受けていません。控えをもらっています。もし、RX7の契約を取り消す説明があったなら、そんな簡単に簡単に印鑑を押すはず

「Bさんは『事故処理に時間がかかりそうなので、保険証券は前もっていったんお預かりします。それから先日いただいた差額保険料も、いつたん戻しておきます。保険金の支払い手続きを証明する内容に見える。」

心に安心した及川さんは、週明けの21日、指示されたとおり、差額保険料を振り込み、領収書も受け取ったところが、その5日後、業社員のB氏が突然、及川さん宅を訪れた。

戻された保険料を再度振り込んだ。そしてB氏に、「証券の預り証がほしい」と伝えたという。

**郵送されてきた
「取消」の預り証**

が始まるころに、またいた
だくことになると思ひます
が』と言つたのです』

B氏のことを信頼してい
た及川さんは、言われるま
ま、一度振り込んだ保険料を
を受け取り、証券を手渡し
たという。しかし、冷静に
考えれば、車両入れ替えの
手続きも無事に済み、保険
料の差額も領収したといふ
のに、今になつて証券を取り
りに来るのはおかしな話だ

い手続きに使いますので、
　　「手書きで」という説明だったのに……」
このとき、私は初めて騙されたと気づいたのです。そういういえば、証券を取りに来たとき、17日に受け取つた『自動車保険承認請求書』の控えも一緒に出すよう言われたのですが、そのときまたまた書類が見つからなかつたので、幸い手元に残つたのです」

「A氏を直接訪ねたというの
なたは満期更改時に車両
れ替えなどの確認はしたん
ですか」とたずねました。
そうしたらA氏は『いえ
入れ替えはないですねとか
は言つてません。ただ番号
は言つてますが……』とあ
いまいな答えでした。そもそも、わずか1ヶ月半前に
車を買い替えた人が、代理
店から車を変えたかと聞かれ、告知しないことなど考
えられません」

「息子はこの事故で亡くなりました。でも、今の私たちは、息子の死に思いを馳せる余裕などありません。まずは、この事故で大きな被害に遭われた被害者の方々への賠償が最優先だと思っています」

と全面否定した。
また、この事故で重度後遺障害を負った三塚征良さんの父・誠一さん(56)も、あいおい損保の回答に怒りをあらわにした。
「なぜ、嘘を重ねるのか。あいおいは満期更改時に、『車両の買い替えの事実がないことを確認した』と言いますが、事実でしょうか」と三塚さんは及川さんからあいおい損保の手のひら返すような対応を聞いて警

会議員の会」の事務局長で弁護士でもある細川律夫衆院議員は、一連の経緯を踏まえ、こう指摘する。

「もし、遺族の主張が事実なら、保険会社としては許されざる行為だ。いずれにせよ、責任があるかないかを左右する重要な手続きが『不適切』という一言で済まされてよいわけがない。

金融庁は、契約者と被害者保護の観点からも、しつかり調査すべきだろう」

い対象外だというのだ。しかし実際にはRX-7に乗り換えた後に保険が満期更改されている。では、同社はどうやって車種を確認したのか。それについては、
①満期案内はがきの送付
②本人への電話による繰り返し確認（住所の変更、車両の買い替えの事実がないことを確認）
③確認内容の書面送付
④保険証券の送付
の4項目を挙げ、適切な手続きがされたと回答した。
英樹さんが亡くなつてい

「事故発生後の契約事務手続きにおきましては、一部不適切な点があつた」と一部非を認めていたが、その「非」は、「11月17日、ご遺族の方と面談した際、契約の取り消し処理をすべきところを不適切な事務手続きにより契損保の保険を継続する意思があつたことは間違いないようだ（表の8月8日、中古車販売店の証言を参照）。また同社は、

